

昭和十五年一月十二日
第千九百五十五號

鳥取縣公報

第千九百五十五號

昭和十五年一月十二日

金曜日

本書ノ大キサ圖定規格A5判

縣令

鳥取縣令第一號

鳥取縣立機械工訓育所規程中左ノ通改正ス

昭和十五年一月十二日

鳥取縣知事

副

見

番

雄

第八條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ成績ニヨリ之ヲ延長スルコトヲ得

第十三條 本科ノ修業期限ヲ四期ニ分ツ其ノ授業時數左ノ如シ
第一期及第二期ノ授業時數

國語	一
身學	二
民學	二
工業	三
公修	二
總計	五
時間	五時
時間	五時
時間	八時
時間	五時

鳥取縣公報 每週日發行 (休日ニ當ル) 昭和十五年一月十二日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

應用力學	五	時	間
機械通論	五	時	間
工場要項及工場危害防止	二	時	間
英語	七	時	間
材料及工作法	二	時	間
電氣通論	七	時	間
用器書及製圖	五	時	間
合計	〇五二	時	間

第三期及第四期

公民身	二	時	間
工場要項及工場危害防止	二	時	間
體操	一	時	間
製圖	七	時	間
實習	五	時	間
基本實習	六	時	間
綜合實習	五	時	間
合計	〇五〇	時	間

授業時數總計

第十四條中 「火造り、熔接、鑄造、精密機械工、其他實習四十八時間」ヲ精密「仕、熔接、熱

第十六條 授業休日左ノ如シ 處理等ニ關スル實習毎日八時間」ニ改ム

- 一、祝日、大祭日
- 二、創立記念日
- 三、日曜日 但シ第三期、第四期ニ於テハ第一日曜日及第三日曜日
- 四、冬期休業 十二月二十九日ヨリ翌年一月四日迄
- 第十七條 授業時數ハ第一期、第二期ニ於テハ每週四十八時間第三期、第四期ニ於テハ每週五十二時間トス 但シ第三期、第四期ニ於テハ一日二時間以内ノ不足時殘業ヲ課ス
- 第二號書式中「卒業」ヲ「修了」ニ改メ 「族稱」ヲ削ル
- 第三號書式中「卒業證書」ヲ「修了證書」ニ改メ 「本所規定」ノ上ニ「右者」ヲ「其ノ業」ノ上ニ「正ニ」ヲ加フ 「族稱」ヲ削ル

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

訓令

鳥取縣訓令甲第一號

鳥取縣立機械工訓育所長

鳥取縣立機械工訓育所處務規程左ノ通定ム
昭和十五年一月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣立機械工訓育所處務規程

- 第一條 所長ハ所務ヲ掌理シ所員ヲ指揮監督ス
所長事故アルトキハ上席所員其ノ職務ヲ代理ス
- 第二條 所員ハ所長ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス
- 第三條 所長ハ所員ノ事務分擔ヲ定メ知事ニ報告スベシ其ノ變更シタルトキ亦同シ
- 第四條 所長管外ニ出張セントスルトキ及管内ニ五日以上出張セントスルトキ並ニ所員ヲ管外ニ出張セシメントスルトキハ其ノ事由及出張先日數ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第五條 左ニ掲グル事項ハ所長之ヲ專行スベシ
 - 一 所生ノ入所及退所ニ關スル事項
 - 二 所生ノ賞罰ニ關スル事項
 - 三 所員ノ管内出張ニ關スル事項
 - 四 所員ノ除服出仕ニ關スル事項
 - 五 所員ノ賜暇並ニ私事旅行ニ關スル事項
 - 六 雇員及傭人ノ雇傭並ニ解傭ニ關スル事項
- 第六條 所長所務遂行上必要アリト認ムルトキハ所務細則ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第七條 所長ハ翌年度ニ於テ施行スベキ業務豫定計畫ヲ樹テ毎年二月末日迄ニ前年度ニ於ケ

- ル業務成績ヲ翌年度四月日迄ニ(正副)知事ニ報告スベシ
 - 第八條 所生ノ入所ヲ許可シ又ハ修了證書ヲ與ヘタルトキ並ニ所生ノ退所ヲ命ジ若ハ許可シタルトキハ十日以内ニ入所者及修了證書授與者ニアリテハ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日退所者ニアリテハ其ノ事由ヲ具シ知事ニ報告スベシ
 - 第九條 所長ハ所員管外ニ出張シタルトキ及所長特ニ重要ナル用務ヲ帶ビテ管内ニ出張シタルトキハ歸所後五日以内ニ復命書ヲ知事ニ提出スベシ
 - 第十條 所長病氣又ハ家族ノ看護祭忌其他私事ノ爲管外ニ旅行セントスルトキハ其ノ事由、行先及期限ヲ詳記シ豫メ知事ノ許可ヲ受クベシ
 - 第十一條 所員縣又ハ關係官廳ニ提出スル書類ハ凡テ所長ヲ經由スベシ
 - 第十二條 本規程ニ定ムルモノヲ除クノ外鳥取縣處務細則ヲ準用ス
- 附 則
- 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

◆鳥取縣告示第六號

昭和十年八月十三日付鳥取縣告示第四百四十八號ハ之ヲ取消ス
昭和十五年一月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第七號
 岩井溫泉土地區劃整理組合換地處分ノ件認可セリ
 昭和十五年一月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第八號
 東伯郡北谷村梓谷耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ
 昭和十五年一月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第九號
 價格等統制令第三條第一項ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル價格ト看做ス

昭和十五年一月十二日
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區
 鳥取縣桑苗組合聯合會
 二 構成員タル資格
 鳥取縣一圓
 郡市一圓ヲ區域トスル桑苗組合

三 統制令第二條第二項又ハ同項ノ額ニ代ルノ額及其ノ實施ノ日
 (イ) 額

種別	單位	小賣價格	備考
桑苗 大甲	一、〇〇〇本	三五、〇〇〇	
同 中甲	同	三五、〇〇〇	
同 小甲	同	三二、〇〇〇	
同 大乙	同	三〇、〇〇〇	
同 中乙	同	三〇、〇〇〇	
同 小乙	同	二五、〇〇〇	

(1) 右價格ハ生産者庭先渡價格ニシテ荷造費ヲ含マズ
 (2) 千本未滿ノ販賣ト雖モ總テ右價格ヲ基準トセル數量割合ニ依ル

(ロ) 實 施 ノ 日

昭和十五年一月十二日

四 認可ニ附シタル條件

(1) 價格統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(2) 認可價格及實施ノ日ヲ構成員ニ通知スベシ

彙報

敘位	地方農林主事	益江久治
敘正七位	公立中等學校校長 從五位勳六等長	本實治
敘勳五等	授瑞寶章 公立實業學校教諭 正六位勳六等藏	田美知雄
敘勳六等	授瑞寶章 鳥取縣巡査	山崎幾藏
敘勳八等	授瑞寶章 同	木下千八

(昭和十四年十二月二十八日附)
(以上 昭和十四年十二月十四日附)

吳海軍工廠員採用要綱

- 一 採用豫定員數 〇〇〇名
- 二 志願者ノ資格
 - ◎尋常小學校卒業以上ノ年齡滿十五歲以上四十歲未滿ノ身體強健デ身元確實ナル男子
- 三 待遇
 - (一)賃 錢(朝七時カラ午後四時半迄ノ定時間賃錢 素人(未經験者))

- 十七歲未滿 一、一五位 採用後二箇月ハ
 - 二十歲迄 一、二〇位 見習期間トシテ
 - 廿五歲迄 一、二五位 上記賃錢ヨリ
 - 三十歲迄 一、三〇位 十五錢低シ
 - 卅五歲迄 一、三五位
 - 卅五歲以上 一、四〇位
- ◎有經驗者ハ試験ノ上技術ニ相當スル賃錢ヲ支給ス
- (2) 加 給(割リ増) 素人デモ三箇月後ヨリ賃錢ノ外ニ二割乃至三割程度ノ加給ガアル、殘業ヲスレバ別ニ増ガアリ、公休日ニ出業スレバ平日通りノ給與ガ貰ヘル
 - (3) 賞與、昇級 勤績ノ長短ニ依リテ六月ト十二月ニハ相當ナ定期賞與ガアリ昇給制度モアル
 - (4) 旅 費 採用者ニハ試験地カラ吳市迄ノ旅費ヲ支給スル
 - (5) 年金制度 臨時工員カラ通常工員トナツテ二十年以上勤績スレバ工員ヲ止メテモ終身年金ガアル

(6) 福利施設

- (イ) 購買所ト酒保 日用品ガ安く買ヘテ便利デアル、廠内デハ辨當モ十錢デ配給シテ居ル
 - (ロ) 病院 完備シタ病院ガアツテ病氣ニ罹ツテモ無料入院治療ガ出來ル
 - (ハ) 會館 圖書室ノ外散髪、浴場、食堂及娛樂等ノ設備ガアツテ俱樂部トシテ安く利用ガ出來ル
 - (ニ) 體育 劍道、柔道、弓道、野球、庭球、相撲等各種ノ體育會ガアツテ好ミノニ入會ガ出來ル、毎年春秋ニ回競技會ガ開催セラレル
 - (ホ) 映畫會 毎月一回位「ニュース」映畫ヲ加ヘタ優秀映畫ヲ慰安ト教育ヲ兼ねテ無料デ觀覽セシメラレテ居ル
- 四 注意事項
- (一)「志願者數」
 - (イ)志願票(職業紹介所ニアル)
 - (ロ)身分證明書(市町村長カラ貰フコト)

(ハ) 寫真二枚(半身脱帽手札型台紙ナキ
 モノ間ニ合ハヌ人ハ指紋デ代用ス)
 ◎志願書類ハ期日迄ニ職業紹介所へ差出スコ

(二) 現在他ニ就職中ノ者ハ雇傭主ノ承諾ヲ得
 テ志願スルコト

(三) 試験場ニ行ク爲ニ要スル旅費ハ自辨ノコ
 ト

五 試験ノ期日及場所

二月十七日 午前九時 鳥取職業紹介所

十八日 同 倉吉職業紹介所

十九日 同 米子市青年學校

(學科試験ハナイ)

六 其ノ他ノ事項

(一) 試験當日ニハ萬年筆カ鉛筆、辨當、認印
 等ヲ持ツテ來ルコト

(二) 試験ノ前日ニハ必ず入浴シテ身體ヲ清潔
 ニシテ來ルコト

(三) 試験當日ハ成ルベク持合セノ服(青年學
 校服、在郷軍人服等)ヲ着テ來ルコト

(四) 採用ニ決ツタ人ハ當分、成ルベク獨身

デ來ル方ガヨイ

(五) 入廠後ノ作業服ハ從來ノ持合セノ服デ差
 支ナイ、新ニ作ル人ハ廠内ノ酒保デ買フ
 ノガ一番便利デ安價デアル

(六) 今ノ處工廠ニハ未ダ寄宿舎ガ出來テ居ラ
 スカラ、當分ノ間吳デハ知合ヤ親族ノ家
 ニ下宿シタ方ガ便利ダガ、知合ノナイ人
 ニハ下宿ノ世話ヲスルカラ採用ノ際係員
 ニ其ノコトヲ申出ルコト

吳ノ下宿代ハ三食附二十圓 間借ハ六疊
 一間六圓程度デ簡易食堂モ相當澤山アル
 夜具ハ成ルベク持ツテ來ル方ガヨイ

◎注意事項

職業能力申告者ハナルベク職業能力申告手帳
 フ試験當日ニ持參ノコト

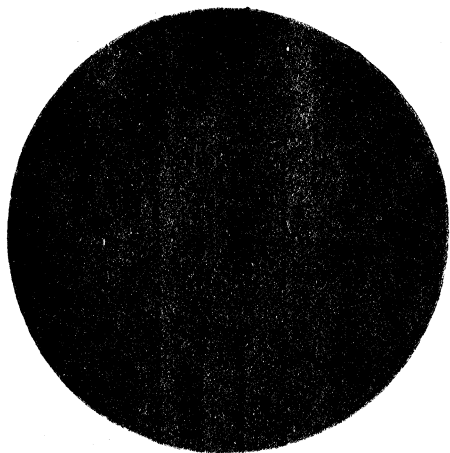
x x x

彙

報

第三十六號

事 變 特 報



舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

目 次

- 一年頭の辭……………鳥取縣知事 副見喬雄 三頁
- 皇紀二千六百年の新年を迎へて……………軍事保護院總裁男爵 本庄 繁 二五頁
- 宮中の新年……………(知事官房) 一七頁
- 神國日本と紀元二千六百年……………(社寺兵事課) 二頁
- 紀元二千六百年祝典に就て……………(時局課) 二四頁
- 電力調整令……………(保安課) 二七頁
- 價格等の引上停止と國民の協力……………物價局次長 新倉利廣 三頁
- 農地處分調整規則の公布……………(規畫課) 三頁
- 部落會及町内會……………(地方課) 三頁
- 青年團員、學校生徒の木炭増産勤勞報國運動……………(林務課) 三頁
- 戦死者二名以上の家庭表彰……………(社會課) 完頁

案す統制・抑へよ物價



年 頭 の 辭

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

茲に輝しき皇紀二千六百年の新春を迎へ、謹みて 聖壽の萬歳を祈り奉ると共に竹の園生の彌榮を壽ぎ奉り、更に我國未曾有の重大時局下に於て能く時局を認識し、至誠を盡して御奉公に邁進する新らしき決意を持つて居る次第であります。

顧みれば事變勃發以來第四周年を迎へたわけであるが、第一線に於ては我が皇軍の非常なる勇戦奮闘により赫々たる武勳が建てられ、我國威が世界に宣揚せられつゝありますことは、謂ふまでもなく、御稜威による所でありますが、又皇軍將兵のあらゆる困苦缺乏に堪へ君國の爲に一死を鴻毛の輕さに比せられてゐる資と存じ、國民として衷心感謝感激に堪へない次第であります。

更に内國內の情勢を見ますと、全國民は舉國一致の態勢を以て銃後の護りを完遂する爲に邁進しつゝありますことは、肇國以來三千年に亘る我國體の然らしむる所で

ると存じますが、誠に感激に堪へぬ次第であります。
併し事變の前途を見透します時、即ち帝國が庶幾する東亞新秩序建設の大業を成就するが爲には尙幾多の難關あることを覺悟せなければならぬと思ふのであります。

事變勃發以來國民生活の上に著しき變動を來さなかつた事は我が諸種の國情によつたのであります。が、今後に於きましては物資の不足により日常生活が相當窮窶になつて來ることを豫期せなければなりません。吾々はよく其の艱難困苦に堪へ、日本國民たるの意氣を示し、以て聖戰の目的を完遂する爲に努力しなければならぬと思ふのであります。

斯くして我國にとり極めて意義の深い皇紀二千六百年に當り、八紘一宇の御聖旨を世界に輝し肇國以來傳統の皇謨を翼賛し奉り、我國威を中外に宣揚するが爲に國民と致しましては懸命の御奉公申上げなければならぬと存じます。

☆ ☆ ☆ ☆

☆ ☆ ☆ ☆

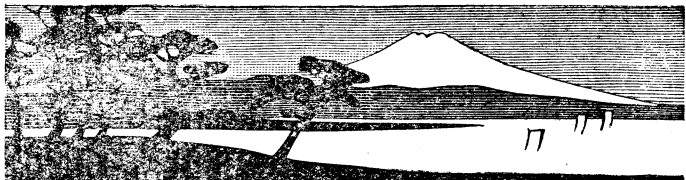
皇紀二千六百年の新年を迎へて

軍事保護院總裁 男爵 本 庄 繁

茲に昭和十五年の歳旦に當り、皇紀二千六百年の光輝ある新年を迎へ、恭しく聖壽の萬歳を壽ぎ奉り、皇室の御繁榮を奉祝し奉る次第である。

今次事變勃發以來既に二年有半、此の間皇軍の嚮ふ所恰も無人の境を行くが如く陸に海に空に克く頑敵を撃碎し、赫々たる戦果を收め國威を中外に宣揚し得たる事は固より 大元帥陛下御稜威の然らしむる所であつて、洵に畏き極であるが之と共に我が忠勇義烈なる皇軍將兵の勇戦力闘に對しては衷心感謝に堪へない次第である而も身命を君國に捧げ興亞の礎石と成つた多數の戦歿傷兵並に傷痍を受け又は疾病に罹つて、心身の自由を失ひ病床に呻吟しつゝ、ある將兵に對しては一入深甚なる感謝の念禁する能はざるものを覺える。

言ふ迄もなく本年は長くも 神武天皇肇國の大業を定めて皇國の根基を鞏くし、我が尊嚴なる國體の基礎を固めさせ給ひ「正しきを養ふの精神を弘め八紘を宇とする」旨の勅を發せられて以來正に二千六百年、洵に嚴肅且敬虔な意義ある年に際會して居る。我々國民は此の記念すべき年を契機とし萬民一體、肇國の大精神を體得して皇運扶翼の誠を效し、一意皇國の伸張に寄與せんことを期すると共に、一面現下の重大時局に對處精進すべく一段の緊張と覺悟とを新にするの要洵に緊切なるを痛感する次第である。



00899

惟ふに今次事變は政治、經濟文化の提携を基調とした東亞の新秩序を建設して、世界平和に貢獻せんとする崇高なる目標を有するものであつて、眞に此の未曾有の大業を完成して聖戰終局の目的を達成せんが爲には、舉國一致の協力と不斷の努力に俟たなければならないことは言ふ迄もない。宜しく我々は確固不動の信念を把握堅持し、此の際凡らゆる困苦と窮乏とに耐ふる眞に一億一心、畏くも 明治天皇が御製に於て

千萬の民の力を集めなば

いかなる業も成らむとぞ思ふ

と仰せられた 大御心を體認服膺して只管聖戰の目的達成の爲邁進する所がなければならぬのである。

由來今日の戰爭は、所謂國家間の總力戰であつて政治、經濟、思想等凡ゆる方面の力を綜合し動員し、國民的自覺の下に、普く國民の眞摯にして且自發的な協力及參加を基調とすべきものでなければならぬ。軍人援護事業の如きも此の意味に於て國家總動員の重要な一翼を擔ふものとして事變の遂行に重大なる影響を與ふるものと謂ふべきである。

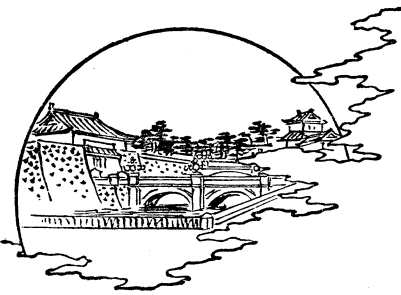
曩に軍人援護の爲の行政機構を整備強化し新に軍事保護院の設置を見たことは事變下洵に意義深いものがある。今や長期建設の新段階に到達し、傷痍軍人に對しては、醫療職業補導其他の施設を講じ、歸還軍人に對しては適切な生業の援護に力め、又遺族家族に對しては夫々隣保相扶を基調とした扶助、育英、授産其他の援護を爲す等各般の施設を擴充強化して軍人援護の完璧を期し、以て出征軍人をして些も後顧の憂なからしむるは現下極めて喫緊の要務である。斯くして初めて前線と銃後との連繫を緊密にし結合を鞏くすることを得て、眞に軍人援護の偉大な實效を收め得ると思ふ。

00900

畏くも上 皇室に於かせられたは、軍人援護の事に數々の御仁慈を垂れさせられてゐることは、洵に畏しども畏き極である。殊に曩に優渥なる 勅語を賜り「宜シクカラ軍人援護ノ事ニ效シ遺憾ナカラシムベシ」と仰せられ、且多額の御内帑金を下賜あらせられたることは、戦線銃後の國民の齊しく恐懼感激して居る所である。

今や事變は益々長期に亘らんとし軍人援護事業は愈々其の重要性を加へ來りつゝある。我々國民は之に對處し更に一段と斯業の萬全を圖り、所期の目的を達成し、皇室の有難き御仁慈に應へ奉らねばならぬ。私はこの意義深き年頭に方り國民各層舉つて終始軍人援護に對する熱誠な協力と支援助とを吝むことなく事變をして光榮ある曠古の重大使命の達成に導く様全幅の御協力あらむことを翼望して已まぬ次第である。

宮中の新年



昭和十五年、神武天皇御即位紀元二千六百年の新春を迎ふるにあつて國運いやが上にも隆盛に國基いよ／＼搖ぎなき聖代の新年を迎へました

と、誠に同慶の至りに堪えないところであります。

天皇陛下に於かせられましたは本年實算四十を迎へさせられ、天機いよ／＼麗はしく、皇后陛下、皇太后陛下に於かせられましたも御機嫌ます／＼麗はしく、皇太子殿下にも御八歳の春を迎へさせ給ひ、義宮殿下、照宮殿下、孝宮殿下、順宮殿下、清宮殿下御共々御健かに御生育あらせられ、竹の園生のいや榮えゆく御有様を拜して感激一入新なるを覺えるのであります

今この新年慶祝の時に當り、謹みて宮中に於ける新年の御有様を記しまして、聖上陛下の有がたき大御心の程を仰ぎ奉りたいと存じます。申すまでもなく我が國は祭政一致の國でありまして、御歴代の天皇は祭祀を以て國の最大行事とせられ、皇祖皇宗を奉祀し給ふ大孝を以て蒼生を慈み知しめしたまふ御政の基とせさせ給ふのでありまして、「まつりごと」は「祭事」であると共に「政事」であります。この祭政一致の御國風は我が尊き國體の根元をなすものであり、國民の忠孝一致の精神も亦これに基くものであります。

先づ宮中に於ける年頭の祭儀の初めと申すべきは四方拜でありまして、天皇陛下には元日の晨且に當つて、曉の空まだあけやらぬ朝まだき、長くも御潔齋の上、立纏の御冠、黄櫨染の御袍を召させられて神嘉殿の前庭に出御、神宮を初として四方の神祇及び山陵を御拜あらせられ、天下泰平、萬民安寧を祈らせ給ふのであります。

ついで陛下には、宮中三殿に出御、賢所、皇靈殿、神殿に順次御拜あらせられます。これは歳の首にあつての御祭で歳旦祭と申します。四方拜、歳旦祭を終へさせ給ふた後、陛下には一日還御、御正装に御召換の午前八時には晴御膳を聞召されるのであります。此の晴御膳と申上げるのは一月一日、二日、三日に亘つて行はせられる御儀でありまして、三日とも鳳凰の間に出御の上、供膳を聞召させるのであります。

晴御膳を濟ませられた後、新年朝賀の儀が行はれます。朝賀の中、親しく拜謁を賜はつて新年を賀し奉る御儀を拜賀と申し、拜賀のことなく單に宮中に參内して所定の御帳に署名して新年の賀意を表し奉るのを參賀と申します。

拜賀に於きましては、御正装の 天皇陛下大禮服の 皇后陛下を初めて拜し奉る賀儀でありまして、第一回は午前十時、鳳凰間に於て親王、親王妃、王、王妃、王族、公族の拜賀を受ひさせられ、第二回は十時十分正殿にて大勳位

親任官、國務大臣の禮遇を受く者、前官禮遇貴族院議長、衆議院議長、勳一等、功一級、親任官待遇、公爵、従一位、竝に以上夫人、勳一等外國人、同夫人の拜賀を受けさせられます。第三回は午前十一時高等官一等、貴衆兩院副議長、麝香間祇候、正二位、高等官二等、功二級錦鶏間祇候、勅任待遇、竝に以上夫人、神佛各宗派管長、准勅任雇外國人、同夫人に對し拜賀を仰付けられ、第四回は十一時五分宮内奏任官同待遇者に拜賀を仰付けられるのであります。かくて 兩陛下には一旦入御の上、午後一時三十分御五度出御、正殿に於て外國交際官、同夫人に謁を賜ります。

次に參賀の儀は二日の午前九時より午後四時までに、宮中席次第三階第二十八乃至三十八の者、勳二等、勳三等外國人并に同夫人、宮中席次第四階乃至第十階の者、門跡寺院の住職、准奏任雇外國人、勳四等、勳五等、勳六等外國人の諸員が參内して設けの參賀簿へ署名いたし、判任官、同待遇者は其の所屬廳に參賀すること

になつてゐるのであります。

尙、一月一日、二日の午前九時より午後四時迄に、宮中席次第一階乃至第三階の者、國務大臣の禮遇を受くる者並に以上夫人、宮中席次第四階乃至第十階の者、神佛各宗派管長、門跡寺院の住職が大宮御所に參賀します。

一月三日には元始祭を行はせられます。元始祭は年頭に於ける大祭でありまして、天皇陛下には長くも皇族、王族、公族及び文武百官を率ゐさせられて親しく御祭典を行はせ給ふのであります。此の大祭は天日嗣の本始を祝して歳首に神祇を崇めさせ給ふ御儀であります。

皇后陛下、皇太后陛下にも相ついで御拜遊はされます。

一月四日には政始の儀を執り行はせられますが、此の日内閣總理大臣を始め各國務大臣宮内大臣、樞密院議長參内、東二ノ間に參集、定刻 天皇陛下には御通常禮装を召されて東一ノ間に出御、萬機を聞召さるゝに先立つて、先づ内閣總理大臣より神宮の事を奏するのであり

ます。神宮の事とは前年十二月末までの伊勢の神宮に於ての諸祭典が滞りなく行はせられたるを奏上するのであります。總理大臣は續いて各廳の事を奏し、次で宮内大臣は皇室の事を奏するのであります。此の御儀は神事を先にし他事を後にすといふ深い思召からであります。

新年宴會は例年一月五日宮中に於て行はせられるのであります。事變以來深く戦場の將兵を思召さるゝの大御心より、本年も行はせられざる旨仰出されてゐるのであります。

一月八日には陸軍始觀兵式が行はせられます。陛下には皇族を初め奉り數多供奉員を隨へさせ給ひて代々木練兵場に臨御、式場に整列の猊貅を親しく御閱兵、次で諸兵指揮官の指揮、軍樂隊の奏する行進曲と共に勇壯なる分列式を御親閱容燦然たる皇軍の精銳を櫛はせられて還御あらせられるのであります。

以上陳べました外に講書始ノ儀と歌會始ノ儀とがあります。講書始ノ儀は宮中恒例の御行事にありまして、天皇陛下には通常禮裝、皇

后陛下には御通常服を召され、鳳凰間に出御學者の進講を聞召されるの儀で、御親講者は國書漢書、洋書に亘つて各碩學が年々銓衡せられて御進講申上げるのであります。御儀は午前十時を以て始められ、正午近く終了せらるゝを例として居ります。此の御儀は一に學事尊重の歡慮に發して居るものと存するのであります。

歌會始ノ儀も恒例御行事の一つであります。陛下より勅題を賜つて皇族以下臣民に至るまで詠進を許されるのであります。皇族を始め奉り諸大官の詠進も一臣民の預選歌も當日は御前に於て、ひとしく披講せられるのであります。

かゝる光榮は全く他に類例の無いことでありまして、廣く臣下の感想を聽召される大御心とも拜しますが、君民一體の御精神のあらはれども拜されて恐懼に堪へないのであります。

本年は「迎年祈世」と御題を仰出されて居りまして時局下の新年に於て榮行く御代を祈りまつる赤誠が、全國民から詠進されるであらうと思はれます。

かくの如く宮中の新年は年の初めを壽ぐ中にも敬神崇祖の御精神を基として文武兩全國民一體の意義を存して居るのであります。神代より承け繼ぎし御國ぶりを目のあたり今に拜し奉る御代の姿こそ、尊くも亦畏き極みであります。仰いで悠久三千年の歴史を偲び、俯して萬邦無比の國體を思ふ時、油然として起るは實に忠君愛國の至情であります。斯の國に生を享けた吾々臣民は「御民われ生けるしあり」の感を一層深く致します。



神國日本を紀元二千六百年

日本は惟神の國家であります。この惟神と云ふ

語の上に現はれたのは「日本書紀」の孝徳天皇大化三年四月の詔に「惟神に我子活さむと言寄せたまひき。天地の始より君臨し給ふ國なり」とあるのを始めとするがこの惟神の二字の下の註に「惟神とは神の道に隨ひ、又自ら神の道有るなり」とある自ら有るとは天地の常道惟神の體であり、又神の道に隨ふとは人倫の大道惟神の用で何れの教もこれには背馳することの出来ないものであつて、此の體と用を説くのが即ち惟神の道であり、惟神の相を如實に現はし公道に則り大道を踐み天地の初めより一系の天皇君臨し給ふ國家を有するのが我が日本であります。

我が日本は實にこの自然にして、當然にして當然なる過程を経て發展して來たので一國一家の親、到底異邦他國のものゝ窺ひ知ることの出來ない處であります。「義は君臣にして情は父子」我が國に於て初めて、相親和の道は實現せらるゝのであつて他國の如く征服國家や權利國家に於て行はるべきものではないのであります。「神國日本の信念」これほど國民の心を引き

00905

締むるものはないと考へるのであります。而もこの神國思想、日本人が自分免許に呼號するのではなく、この初は他邦人によつて呼び做された事はこの語の初めて文献に現はれた「日本書記」の神功皇后の條に、新羅王我が軍の到るを臨みて「吾聞く東に神國あり日本と云ふ。又聖王あり天皇と云ふ。必ず其の神の神兵ならん。」とあるを初めとしますから、古くより他國から仰ぎ見られたのであつて日本自らこの語を用ひたのは貞觀十二年、八百年近くも後のことであります然しその信念は肇國の昔から夙に包持して居つてこの信念を中心として他民族を包容同化したの信念を中心として亞細亞大陸文化をも選擇採用し來たつたので。聖武天皇が大佛建立のとき僧行基が伊勢大廟に參籠して「本朝は神國なり、神明を欽仰し奉るべし。」との神託があつたと傳へられております。悠久なる歴史の流れ茲に紀元二千六百年を迎へ光輝赫々天壤無窮世界の無比なる、而も皇統は連綿として歴史を生き、我が國民は孰れの時代に榮華亨くる者も

萬世一系の皇室を奉戴することに無上の榮光と感激をもち、聖壽の萬歳を壽ふぎ奉ると共に大君の爲には國民齊しく進んで死をも辭せざる國民的感情の下に生きて來たのであります。顧みますれば吾が帝國が今度の聖戰の大旗をば支那大陸に押立て新東亞建設の大業に着手し茲に第四年の新春を迎へることになりましたのですが、此の間幾多の尊き人命は護國の華と散られ又忠勇なる勇士は温き郷里を歡呼に送られ嚴寒の荒野に或は酷熱の山河に晝夜を分たす皇國の爲に身を鴻毛の輕きに比し、一意報國献身なる御努力を捧げつゝあります。只々感激の外はないのであります。實に我が國は此の新東亞建設の大業に國家總力を傾けつゝあるのであります。この大業の完遂たるや仲々容易の業でなく、幾多の嶮難苦難の道を歩むことを覺悟せなければならぬのであります。この秋我々は忠君愛國の精神と傳統の奉公の意氣を奮ひ起して、飽く迄も苦難の生活を戦ひ抜かなければならぬのであります。茲に於て體に基く

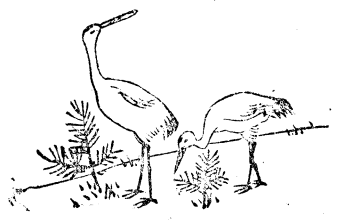
00906

千六百年の大なる意義があるのと思ふのであります。幾尺と降り積つた白雪の下、草木が凜然として寒氣にもめげずじつとこれに耐へつゝ内に反撥する活力を養つて居る様に、この二千六百年こそは我々日本人がやがて伸びんとする底力を困苦と缺乏の中に養ふ大試練としての天與の賜であることを深く認識して、愈々肇國の大理想を顯現し、皇國日本の歴史と現在の日本の世界的地位及情勢を遠觀して、更に開示されたる東亞新秩序建設の大國策をば此の聖代に於て生を受けたる日本人の責任に於て完遂すべく、此の重大使命に對しては各人は各々志を大にし日新にして蹶起努力し日本をして世界の盟主たらしむべき信念に向つて邁進せなければならぬのであります。抑々今日の戰爭は只武力のみでは決して最後の勝利を得ることは出來ないのであります。戦時下に於ける國民は一人残らず全員が聖戰に參加して居ることを銘記し精神力武力經濟力等謂ゆる國民の綜合力が斷然優れて居なければ戰爭には勝つことが出來な

のであります。即ち前線の將兵各々が如何に赫々たる武勳を立てられ君國に殉せられても、銃後國民の歩調が一致せず精神の緊張と勵精努力眞剣な生活が伴はなければ、結局前線の努力も水泡になるのであります。殊に戦ひが長期になればなるだけ、倦まず撓ゆまずより一層の緊張と自肅が必要になるのであります。銃後の國民たる日本人はこの點を克く理解し認識せなければならぬのであります。就中外には日米通商、日ソ問題あり歐洲の地複雜を極め、戰爭の擴大が平和かの大問題の歸趨も判明し難い折柄、我々國民たる者は一路の肇國の大理想實現に邁進し東亞新秩序建設の使命を荷ふ日本人として如何に重大なる犠牲をも忍び、此の非常時局を乗り切り光輝ある紀元二千六百年を迎へ神前に恭しく御誓ひして大に意義あらしめたいものであります。

x x x

00907



紀元二千六百年

祝典に就いて

我が國は本年を以て世界史上燦然たる光輝を放つ紀元二千六百年を迎へたのであります。悠遠なる肇國に天照大神が皇孫瓊瓊杵尊に勅してこの國に降臨せしめ給ひし以來、皇統連續として搖ぎなく、萬世一系の聖天子宏太無邊の御仁愛を以て蒼生を和育し給ひ、下、萬民赤心を一にして皇運を扶翼し奉り、一君萬民、忠孝一本の精華を發揮し來つたのであります。この世界に冠絶した國柄に生れた日本國民は、今更の如く世界無比の國體の尊さ有りがたさに感銘を與へる次第であります。

言ふまでもなく、紀元二千六百年の奉祝は遠く肇國創業の洪謨を瞻仰し、歷朝の聖徳を欽仰し奉ると共に、皇威八紘に輝き亘り、國運愈々限りなき發展の過程にある昭和聖代を壽ぎ奉り天壤無窮の皇運を扶翼し奉るの覺悟を愈々鞏固ならしめるにあります。こゝに紀元二千六百年を奉祝する嚴肅なる意義が存するのであります。政府はこの意義深き紀元二千六百年の祝典に關して、曩に紀元二千六百年祝典評議委員會の議決に基づき、慎重に審議攻究の結果、「紀元二千六百年祝典實施豫定要項」を發表したのであります。これは本報にもさきに記した處であります。これ等の祝典實施の具体的計畫については鏡堂當該客廳に於て立案中でありましたが、その大要について説明すれば次の通りであります。

(一) 祭典

イ、紀元節祭關係の御祭典
皇室祭祀令に祭祀を大祭小祭とせられ、紀元節祭は大祭として畏くも 天皇陛下御親祭の下

00908

執行はせられるのでありして、これ以上重いと異り格別の意義を持つて居りますので、何等かの方法を以て特に鄭重な儀式を執行はせられる御豫定であります。

節祭

ハ、官國幣社以下神社に於ける紀元節祭
神宮祭祀令及び官國幣社以下神社祭祀令によると、共に紀元節祭は中祭であります。本年はこれを特に大祭として鄭重に執行はせられることになりまして、舊冬十二月二十三日勅令を以てこの旨公布せられました。

ハ、官國幣社以下神社臨時祭典

十一月十日の式典當日は、この重大なる國家の盛儀を神靈に奉告する意味に於て全國一齊に臨時祭典を執行見込であります。

(二) 式典

この式典は肇國創業以來生成發展し來つた昭和の現代に於て、今上陛下に御慶詞を言上するため、政府主催を

以て宮城外苑に於て舉行せられるものであります。即ち神武天皇御即位の日たる二月十一日の紀元節祭が特に鄭重に執行はせられるに照應し、今上陛下御即位の佳辰たる十一月十日をトし特に 天皇 皇后兩陛下の行幸行啓を仰ぎ奉りて舉行せられるのであります。

この式典が 今上陛下御即位禮の佳辰に舉行されますことは、紀元二千六百年奉祝の本義に鑑みまして洵に意義深く拜せられる次第であります。その規模、内容、方法等の具体的計畫に關しましては慎重に審議中でありまして、菊花の薫り高き秋、大内山の松の緑もいやまして深く拜せられる宮城外苑の森嚴靜謐なる聖地に、嚴肅極りなき曠古の式典が舉行せられることを想ふ時、國民の歡喜譽ふるものなきを感ずる次第であります。

而して當日は、地方、外地その他海外に於ても本式典と歩を一にして一齊に同様の趣旨の下に奉祝式を舉行することとなるのでありませう。

(三) 大觀兵式、大觀艦式

事の性質上急速に具体的計畫の發表を見ることは困難であると思はれますが、適當なる時期適當なる規模に於て舉行せられる豫定であります。陸海空に威風堂々展開せられる皇軍の威武は、皇威八紘に輝く紀元二千六百年の聖代に於ける最も壯絶なる情景として長く後世に傳へられることと思はれます。

(四) 奉祝會

奉祝會とは全國民が 今上陛下に紀元二千六百年の御祝詞を言上する國民的奉祝行事であります。十一月十日の式典終了後、天皇 皇后兩陛下の行幸行啓を仰いで東京市内の適當な場所に於て、紀元二千六百年奉祝會主催の下に開催されることになつてゐます。

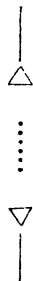
以上祝典實施豫定要項に決定せられたものの外、紀元二千六百年の祝典に際し各省に於て行ふを適當と認むる事項については、關係各省間で緊密な連絡の下にその準備を進められることに決定して居ります。

今や世界を擧げて大なる轉機に達し、わが

國また新東亞建設の大業に邁進し、未曾有の重大時局に直面してゐるのであります。新支那中央政府の成立後と雖も將來益々多難なるを覺悟せねばなりません。

かくの如き重大時局に光輝ある紀元二千六百年を迎へたのであります。宜しく國民は盡忠報國の誠を致し、以て國體の精華と肇國創業の大精神とを廣く中外に顯揚し、愈々國民精神の振作更張を圖り、歴史的時代を劃する國民の自覺と確信を固め、眞に一億一體となつて八紘一宇の理想の具現と興亞の大業達成に邁進しなければなりません。

祝典の實施に當つては國民齊しく右の趣旨を認識すると共に、限りなき矜持と歡喜を以て、しかも飽くまで嚴肅に眞摯に、曠古の盛典を慶祝し、苟も輕佻浮薄な祝賀氣分に墮するが如きことなきを期せねばなりません。



電力調整令

一、電力調整令の制定

近代の戦争が單なる武力戦ではなくて資材戦であり總國家戦であることは、今や一般の常識となつてゐるところである。従つて戦時に際しては國家の全般に亘つて戦時體制を整備強化して國の全力を戦争目的遂行の爲に最も有効に發揮せしめ得べき體制を樹立しなければならぬ。莫大なる物資を必要とするのであつて、これ等必要物資の充足のためには、その生産力を急速に擴充することが必要となつて來るのであるが、生産力擴充のためにも亦多量の資材が要求せられるといふことになつて、時局の進展に伴ひ物の需要が益々増大してくると、いくら政府が生産

力の擴充に全力を擧げても遂には供給不足といふ状態が生じて來る。そこで勢ひ不急不要の方面への物資の供給を出来るだけ制限して、國防目的達成のために必要なる方面に廻すやうにせざるを得なくなる。

政府の設定してゐる物資動員計畫は蓋し右の趣旨に出でたものであつて、生産力擴充計畫と表裏相俟つて戦時經濟政策の重要な根幹をなすものである。即ち國家總動員目的完遂に必要な資材の供給に遺憾なからしめるやう、生産力の擴充に努めると共に、資材の配給に關しては國家總動員上必要な方面への優先供給、即ち重點主義供給を爲すことにより資材の最大限の活用を企圖し、その間苟くも冗費するが如きことのないやう消費の規正を行はねばならぬのである。

かくて戦時重要物資については物資動員綱領によつてその消費が規正せられてゐるのであるが、今や電力についても同様の措置が爲されねばならぬ状態となつたので、今回「電力調整令」

及び「電力調整令施行規則」が制定せられるに至り、昭和十四年十月二十日より施行せられてゐるのである。

二 制定の趣旨

電力が一般産業の基礎動力として、電氣化學工業に於ける原料として、はた又國民生活の必需として占むる地位の重要性は、全くその比を見ざる程のものである。

従つて生産力の擴充その他國家總動員目的遂行の上に演ずべき役割は眞に重且つ大なるものであるのであつて、かゝる目的達成の爲に必要なる電力の供給が確保され得ると否とは國家總力戰の遂行上、延いては今次聖戰の成否にも關する重大問題であるとするのも過言ではないのである。

即ち電力については、その生産力を極力擴充して、時局柄増大する需要に對應せしめる措置を講ずることが絕對に必要であつて、政府はこの點に鑑みて、曩に發電及び送電の國家管理を執行して發送電部門の平戰兩時を連する體制を

整備すると共に、發送電豫定計畫を樹立し、電力の生産擴充を期したのである。

併しながら一方に於ては、電力の生産擴充のためには發電所、送電線の建設等の如く多大の勞力並に鐵、銅その他の重要物資を必要とし、又電力供給のためには火力發電に於ける石炭の消費も亦莫大な數量に上るのである。従つてこれ等の重要物資を出来るだけ節約する意味に於て、これ等の物資を使用して生産せられる電力も亦不要不急の用に供することを極力節減しなければならぬことになる。

要するに國家の重要資源たる電力についても他の物資と同様にその消費を出来るだけ節約し總動員目的の爲に必要な方面に充分これを供給するやうにしなければならぬのである。この點が今回電力調整令を制定せられるに至つた根本の精神なのである。

三 電力需給の狀況

さて最近に於ける電力の需要供給の狀況はどんな風であるかと云ふと、需要の増進に於ては

生産擴充その他の事由により増大する趨向にあるに反し、供給の方面に於ては今夏の中國、北九州及び南鮮の未曾有の異狀湧水に因り、水力發電所の出力は非常に激減したのであつた。最も湧水の甚しかつた吾が中國地方に於ては實に記録に之を窺ひ得ない程度のものであつて、その出力減退狀況は平年に比べて五月の二割四分減、六月の六割二分減、七月の六割八分減、八月の七割八分減であつて、四ヶ月平均五割減といふ未曾有の激減ぶりであつた。次に電力不足の第二の原因と見らるべきは石炭の補給困難と炭質の劣悪化である近時勞力の不足に依り石炭の配給がとかく意の如くならないのと、時局に伴ふ石炭の需用増大のために石炭の配給狀況は漸次不圓滑となり、火力發電所の使用石炭についても亦その影響を免れないので石炭の入手は困難を加へて來た。更に一般的な炭質の劣悪化と、配給石炭の不足に伴ふ粗悪炭の使用とは相俟つて火力發電所の使用石炭の質を愈々悪くさせて、その炭質劣悪に基く發電力の減退は特に

著しいものがあり、例へば石炭の平均發熱量の一割の低下は火力發電力の二割以上減退を來すと云はれるのである。

右の異狀湧水といふやうなことは一時的の現象といふべきものであらうが、將來に於ける電力の需要が時局の關係で激増するであらうことは眼に見えて明らかであり、しかも勞力その他鐵銅等の建築資材、石炭等の運轉資材の入手は追々困難窮窟になつて來ることを併せ考慮する時は、將來に於てもやはり電力の供給力の不足といふことは覺悟しなければならぬのである

かゝる事態に處する方策としては、發電所、送電線等の建設に依つて電力供給力の増加を企圖するは勿論、國民一般の自制心に訴へて電力の消費節約を徹底せしめると共に、國家の強權力に基づき電力の需給調整を爲し、國家總動員目的所要電力を確保し得る根據規定を設けることが絕對に必要である。

(未完)

△ …… ▽



價格等の引上停止と

國民の協力

物價局長 新 倉 利 廣

所謂「價格の引上停止」を含んだ價格等統制令は客年十月二十日から施行されてゐるのであるが、この勅令の趣旨に就いて些か述べてみたい。

今回の價格等統制令の制定には二大眼目がある。その一つは「今後の物價統制を國家總動員法に依つて行ふ」と云ふことであり、他の一つは所謂「價格引上停止を行ふ」ことである。

物價統制は國家總動員法に基いて之を行ふべしと云ふのはかね／＼輿論として、又、中央物價委員會の答申にもあつたことゆゑであつて、

今後に於ける本格的な物價統制は單に物の價格をいぢるだけでなく、必ず物資の需給の調整配給の統制などと並行し、更には金融、運輸、勞働、生産、輸出等の諸對策とも睨み合せながら之を實施して行かねばならぬのであつて、謂はば國家の經濟統制に於ける總動員政策の一形態ともなるのであるから、國家總動員法に基くのが當然である。又國家總動員法に依る方が、惡質違反者に對して從來より嚴重に處罰し得ることになると云ふだけでも、今後強化すべき物價對策にふさはしいであらう。

「闇取引」この位不快な言葉はないのであつて、是非共絶滅したいものである。元來經濟統制は單なる一個人の利益のために之を行つてゐるのでないのであつて、國家の利益の爲國民全體の生活の爲に之を行つてゐるのである。従つて經濟統制が個人の利益と衝突することがあるのは當然であつて、その場合自己の利益は之を棄てて、國家公共の爲に奉仕しなければならぬことは日本國民として當然の義務である。それ

忘れて自己が儲けるために手段を選ばず、敢て法規違反をして闇取引をせよとせばそれは國家公共に對する大きな罪である。斷乎嚴罰を科すべきである。

唯闇取引の絶滅と云ふことは法の制裁のみでは期待し得ないのであつて、國民の側に於ても低物價政策に對する協力は、之即ち國民精神總動員運動の具体的實踐であるとの立場からの闇取引の絶滅のために協力して頂きたいのである。

價格等の引上停止に就ては、之は本格的公定價格制度擴充の前提として理解して頂きたいのである。物價の昂騰を抑制することが我が國の戰時經濟の圓滑なる運行の爲に、將又國民生活の安定のために如何に重要であるかについては今更喋々を要しないのであつて、政府は從來或は暴利取締令を活用し、或は物品販賣價格取締規則を制定して低物價の實現に努めて來たのであるが、何と云つても物價政策の中心となるものは公定價格制であつて、合理的な公定價格を全面的に實施することが是非必要である。

この點については既に中央物價委員會から、所謂「物價統制の大綱」及び「物價統制實施要項」の答申があり、所謂原價計算に基いた戰時適正の公定價格を急速に全面的に實施することになつた譯であるが、このことたるや決して容易な仕事でない。何となれば物價がジリ／＼と騰勢を辿つてゐる現狀の下に於ては、折角一つの商品に就て適正公定價格を作つたとしても、既にその時には他の商品が値上りしてゐる。製品の價格を公定してゐる間に原料が値上りしてゐる原料の價格を公定してゐる間に勞賃が上つてゐると云ふ狀況であつて「適正な」公定價格を作ることには至難な仕事になるのである。

そこで戰時適正公定價格を全面的に設定する前に、先づ一般的に物の價格、加工賃、賃金、賃貸料等の物價形成要素の値上りを停止しておくことが必要となるのであつて、このことは同時に將來物價が上るだらうと云ふことを豫想して思惑的行爲をすることを防ぐ効果があるのである。偶々歐洲動亂が勃發して全國的に思惑的

買占め賣惜みの徴候が現はれたので、機を失せず引上停止を斷行した次第である。従つて政府はこの一年間に全能力を盡して凡百の商品について公定價格を設定せんとしてゐるのであつて、そのために中央物價委員會の擴大、物價局の擴充、地方廳の事務當局の整備等を行ひ、銳意公定價格の擴充に努めつゝあるのである。

價格引上停止の勵行は公定價格の勵行以上に困難であるかも知れないのであつて、引上停止に伴ふ闇取引の増大が最も恐れられてゐるのであるが、しかし引上停止こそ國民の文字通り總努力總動員の仕事である。小賣商も値上げできず、卸商も値上げできず、勞働者も賃金引上げ出来ず、加工業者も加工賃の引上げ出来ず、運送賃も保険料も賃貸料も値上げ出来ぬのである。賣り手ばかりでない、買ひ手も高く支拂うてはならないのである。俸給や家賃地代迄も値上げ出来ないのである。誰も彼も國民一同揃つて値上げを停止するのである。そして官民一致し

て適正公定價格の設定に努め、物價の昂騰を抑へやうと云ふのである。これが國民精神總動員運動でなくて何んであらう。

戰時經濟は益々強化し、一般國民の消費生活用物資は益々缺乏し、國民の日常生活はこれから益々「戰時色」が濃厚になるであらう。物價政策の前途は決して容易でない。國民にも色々耐へ忍んで頂かねばならぬことが多くなるであらう。しかし政府の低物價政策に對する國民の協力と熱意とは、時局困難となればなる程益々大なるであらうことを確信して此の小文の結びと致したい。



農地處分調整
規則の公布

今回農地調整法の規定によつて昭和十四年十

二月十九日附鳥取縣令第五十號を以て農地處分調整規則が公布せられ、即日施行せられてゐる

本縣令は農村經濟更生の爲、延いては農業生産力の維持増進、農村平和の保持を目的とするものであつて、例へば村内に不在地主の土地が多い爲、或は不在地主と小作人との間に土地管理人が居てとかく兩者の間の意志疏通を害するとか、又は地主が土地を處分しようとするにあつて、その農村の農地事業の改善に役立つやうな方法で處分することは容易でなく、往々所謂土地周旋屋や土地プロトカー等が介在して農村に不要な紛議を醸す場合もあり、或は又小作人や村民が知らないうちに村内の農地が他町村民の所有に移つて、農村の經濟更生に悪影響を及ぼし、時には小作人がその農地を購入して自作農となりたい希望を持つてゐるのに、全然その農村に理解のない者の手に移つて生産力の維持増進に弊害を及ぼす様な場合もあるので、このやうな弊害を未然に防止する爲事前にこれを市町村農地委員會が知つて其の間を適當に斡旋

して農村經濟更生を圖らうとするものである。

この農地處分調整規則によると、今後知事の指定した市町村内にある田畑其の他の農地について其の所有者は之を賣買、交換、贈與等の所有權の移轉を意味する農地處分を成さうとする場合は、その契約の締結又は豫約を交す一ヶ月前迄に、市町村農地委員宛にその處分しようとする農地の地番、反別、處分に要する見込期間希望賣買價格、若し小作地ならば小作人の氏名小作料等を記入して、通知者の署名捺印の上通知しなければならぬのである。

但し次の各號の一に該當する場合は本通知の義務を除外されてゐる。

- 一 農地一段歩未滿であるとき
- 二 小作地に非ざる農地を公共事業の爲に譲渡しようとするとき
- 三 小作地を現在の小作農者に譲渡しようとするとき
- 四 農地調整法第三條の事業を行ふ団体によつて管理又は買収の申出を成さうとするとき

五 縣の低利資金を以て自作農創設維持事業に依り、自作農地として創設せられる爲に農地を譲渡しようとするとき

六 目下縣に獎勵中の臨時租稅措置法に依る農地交換分合をなさうとするとき

而してこの規則を適用せられる地域は縣の告示を以て定められるものであつて、今回知事より右の農地處分前通知を要する市町村として指定せられてゐる市町村は次の二市五十三ヶ町村である。

- 鳥取市、米子市
- 岩美郡 倉田村、宇倍野村、福部村
- 八頭郡 船岡村、大伊村、國英村、河原町、西郷村、丹比村、大村、智頭町
- 氣高郡 美穂村、大正村、千代水村、寶木村、青谷町
- 東伯郡 西郷村、日下村、長瀬村、淺津村、橋津村、東郷松崎組合村、花見村、倉吉町、小鴨村、上小鴨村、南谷村
- 社村、下北條村、中北條村、上北條村

- 榮村、大誠村
- 西伯郡 境町、夜見村、成實村、大國村、手間村、尚徳村、五千石村、幡郷村、大幡村、縣村、春日村、大高村、巖村
- 日吉津村、淀江町、宇田川村、庄内村、名和村、逢坂村
- 日野郡 阿毘縁村

もしこの處分一ヶ月前に農地委員會に通知すべき義務を怠つて處分した場合には二十圓未満の科料に處せられることになつてゐるから、違反がないやう充分注意しなければならぬ。

尙この農地處分について不明の點がある場合は、市町村農地委員會又は縣規畫課に直接問合せられたい。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※



部 落 會
及
町 内 會

△ 隣保協助の美風

隣保相助相互教化は我が國の傳統的美風であつて、五人組十人組又は隣組等の市町村内に於ける細部組織に依つて育成せられ、その結果は郷土の力強き團結に寄與して來たのであつた。或は一朝天災地變殊に風水害や凶作等が発生した場合にはその暖かい情愛の發露となり、而かも全能力を擧げて救援を圖り、平時にあつては冠婚葬祭の場合或は納稅義務を果す爲の互助鞭撻も行はれてゐたのであつた。

このやうに此の細胞的組織に依つて地方自治の基礎を鞏固ならしめてゐたのであるが、地方

制度の變革時代の推移に伴つて其の存在が一般に忘れられた感があつた。否、自治行政の管掌する範圍は著しく廣汎多岐となり、而かも住民の經濟的活動が旺盛となるに従つて、本來部落生活即自治生活であるべきものが、市町村行政は全然別個の如く遊離の傾向となり、いつしか其の存在が社會的に表面化しないやうになつたのである。

△ その後の部落會町内會

その後の部落會町内會其の他の隣保團體は神社寺院を中心とする祭事を營み、用水堰、道路等の土木事業や清潔法等の衛生方面の施設をなし、これを夫役により或は負擔金により割賦して經理し來り、その範圍に於て年に數回會合して懇談の裡に決定し、或は報徳仕法に依る常會の制を採つて毎月定日に會合して懇談して來たのであるが、偶々昭和十年選舉肅正運動が國民的一大運動として展開せられるや、その趣旨徹底の一方法として部落會又は町内會を區域とする住民全体の懇談會が採り上げられ、各地方に

於てその實施が促進されて最も効果が擧つたのであつた。

爾來凡ゆる選舉の肅正徹底についてこの組織が活用せられ、市町村會議員選舉に際しては部落より優良人物の推薦となり、違反根絶、棄權防止の固き申合せがなされて其の效果眞に顯著なものがあつたのである。

△ 事變と國策の徹底實踐

かゝる状態の下に今次の事變は勃發したのであるが、政府は時局に對處して尙今後に持續すべき時艱を克服して愈々皇運を扶翼し奉る爲、官民一体となつて一大國民運動を起すこととなり、其の目標を「舉國一致」「盡忠報國」の精神を鞏うし「堅忍持久」凡ゆる困難を打開して所期の目的を貫徹する爲、地方長官を中心とする官民合同の地方實行委員會によつて具体的に決定し、其の實踐は市町村に於て市町村長を中心として各種團體等を綜合的に總動員して實行することとなつたのであるが、しかしこの聖戰的達成の爲の重要國策の趣旨を徹底せしめる

上に於て、さかく形式に陥り勝ちな訓示や通牒の傳達に委せることは出来ないものであるし、講話や講演の如きも或る特定の集合に止まり、各戸に汎く周知せしめ難いのである。茲に於てこれを前述の部落會町内會等の自治的實行的會合に依ればその周知徹底に於てもその實踐に於ても適切有效な方途であることが確認せられて、本年九月十四日を以て内務省地方局長よりの通牒が發せられ、部落會及町内會の活動を促してこれ等周知實踐に努め、その設置の未完成な部分に於てはその機構を整備してこれが徹底を期することとなつたのである。

△ 部落會町内會の趣旨

そもこの部落會町内會はかく事變下に於て重要な機構であるばかりでなく、その根本は自治振興の機關であつて、この實踐網の活動によつて市町村の施設經營を充分に徹底せしめてこれに協力せしめ、一方住民の施設に對する忌憚なき批評と其の切望する處を懇談的に開陳せしめることが出来るので、現事變に對しては

この鞭撻と眞劍なる協力となり、住民各自に於ては益々親睦を深くして相互實踐を勵ますこととなるのである。

即ち市町村に於ける部落會及町内會は古來の美風たる隣保相助の精神を基調として相團結し上意下達、下意上達の機關とし、又相互實踐に勵んで地方産業の改善に、社會教化其他一般地方自治の振興發達に寄與しようとするものであり、且つ現下重大時局に處し國民精神總動員其の他重要國策の趣旨を徹底して各種實踐事項を全國民の日常生活に顯現せしめる機關たらしめやうとするものであつて、我が國の五人組十人組の美點長所を復活して現代自治行政に於ける實踐網たらしめることを目的とするものである。

△ 各種團體との關係

中には、さなきだに團體の多きに惱まされる町村に愈々屋上屋を架することとなりはせぬか又農事其他各種團體との連絡調整はどうか、と憂慮せられる向があるかも知れぬが、この杞憂

は部落會及町内會の組織と運用の實際を知る時は自然解消することである。此の實踐組織は各種團體と對立するものではなくて、各團體の目的を達する爲の一の活用機關と云ふべきものであつて、凡ゆる團體の運営をその例會又は常會に綜合することが最も妙味を發揮するところで部落會そのものは他の團體のやうに特定の目的を持たず、必ず全體的綜合的目的達成の組織である。従つてこの實踐組織に當つては其の區域を地理的に考慮する外、各種團體の區域となるべく一致せしめることが必要である。換言すれば其の區域は舊慣を尊重し、社會的經濟的生活關係を考慮して定むべきである。

